

障 生 第 2294 号  
令和 3 年 3 月 18 日

指定障がい福祉サービス事業所  
指定障がい者支援施設 代表者様  
指定一般相談支援事業所

大阪府福祉部障がい福祉室  
生活基盤推進課長

令和 3 年度報酬改定に伴う各種手続き・届出に関するお知らせについて（通知）

日頃より本府の障がい福祉行政の推進に御理解、御協力いただき、厚く御礼申し上げます。  
標記について、令和 3 年度報酬改定等に伴い、基本報酬や加算において見直しが予定されていることから、本日現在の取扱いをお知らせいたします。

例年、前年度利用実績等にもとづき算定要件の見直しが必要な基本報酬や加算について、各事業所にて引き続き算定可能か否か判断し、その結果、基本報酬や加算の区分等に変更があった場合は 4 月 15 日までに届出の提出が必要です。また、4 月 1 日を変更日とする新設加算についても、4 月 15 日までに届出の提出が必要です。この締切の考え方については、令和 3 年度も変更はありません。

一方で、本日現在、上記の 4 月 15 日までに届出いただく基本報酬等にかかる様式は確定しておりません。この届出の様式については、厚生労働省より提供があり次第、速やかに本府のホームページにてお知らせいたします（3 月末以降の見込み）。

このような状況でありますので、各事業者におかれましては、非常に短い期間での書類作成をいただくことになり大変恐縮ですが、令和 3 年度の報酬改定に対応できるようにご協力ください。

なお事業所所在地がすでに権限移譲が行われている市町村にある事業所にあつては、各権限移譲先の市町村（広域事業者課）が問い合わせ先となりますので、ご注意ください。

大阪府福祉部障がい福祉室  
生活基盤推進課 指定担当  
代表 06-6941-0351  
(内線 2461, 4519, 4520)

◆参考

報酬算定構造・サービスコード表等（厚生労働省HP）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000174644\\_00011.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000174644_00011.html)

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定（大阪府HP）

<http://www.pref.osaka.lg.jp/chiikiseikatsu/syougaijisien/r3service-reviced.html>

現段階では改定内容に関する情報は以上となり、改定内容の解釈についてお問い合わせいただきましてもお答えできない場合がありますのであらかじめご了承ください。

以 上